

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)………
- 建築基準法による道路の指定の変更(二件)……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ………(同)………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ………(同)………
- 森林法第百八十九条の揭示(二件)……………
- ………(産業労働局農林水産部森林課)………
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- ………(八)
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- ………(八)
- 令和四年東京都選挙管理委員会告示第百四十五号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- ………(九)
- 令和五年東京都選挙管理委員会告示第百五十六号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- ………(九)

公告

告示

- 都市計画の図書の縦覧……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)………
- 東京都告示第千二百二十五号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
- 令和六年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二・八十四号西一之江二丁目第二公園
- 三 事業施行期間 令和六年十一月五日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区西一之江二丁目地内 使用の部分 なし

東京都告示第千二百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和六年九月二十六日 武蔵村山市榎三丁目六番一、十二番二、十三番十、十四番一及び同番二の各一部 延長 三九・九〇 幅員 四・〇〇

東京都告示第千二百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和六年九月二十六日 武蔵村山市榎三丁目三十八番十八から同番二十一まで、同番二十一地先、四十番十四並びに四十一番一から同

番五までの各
 一部、同番二
 十六、四十二
 番一の一部、
 同番二十三か
 ら同番二十五
 まで及び四十
 三番五

●東京都告示第千二百二十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

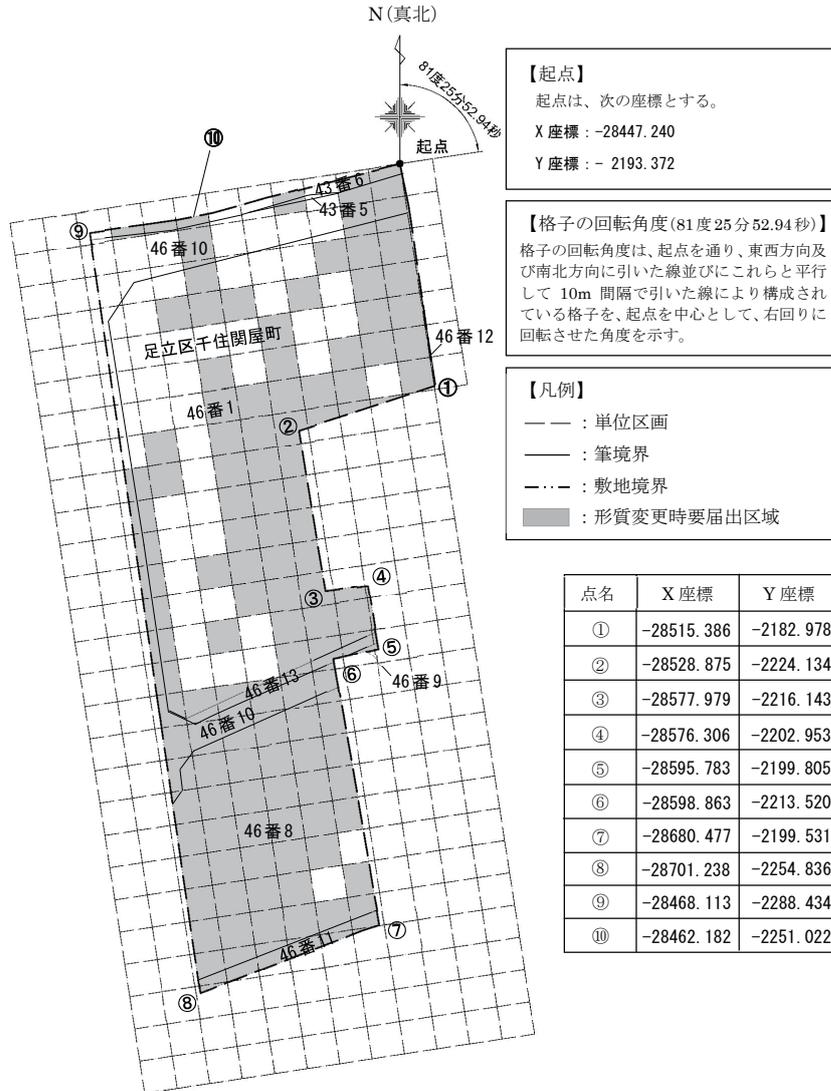
令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区千住関
 屋町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
 ない特定有害物質の種類、カドミウム及びその化合物、
 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、
 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びそ
 の化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその
 化合物

別 図



上記座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千二百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

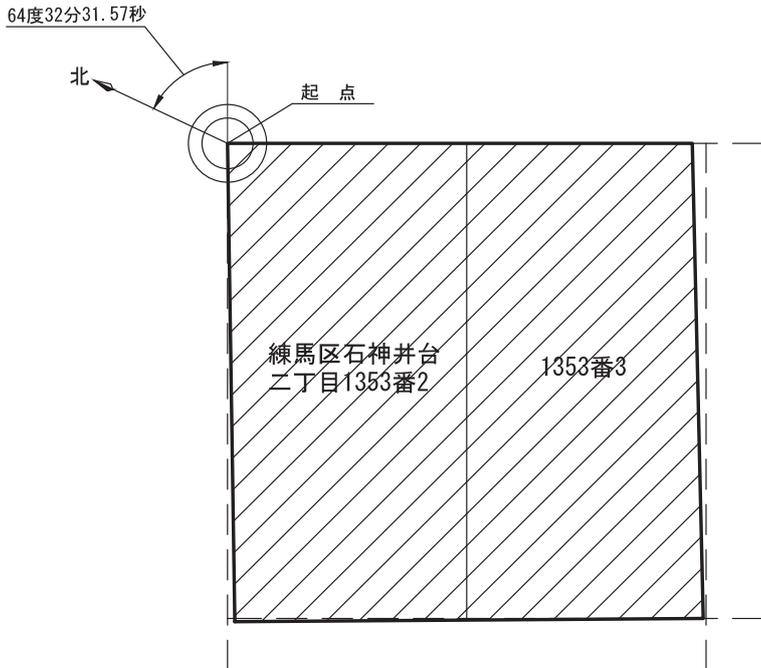
令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（練馬区石神井台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別 図



【凡例】

- — : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、練馬区石神井台二丁目1353番2の最北端とする。

【格子の回転角度(64度32分31.57秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

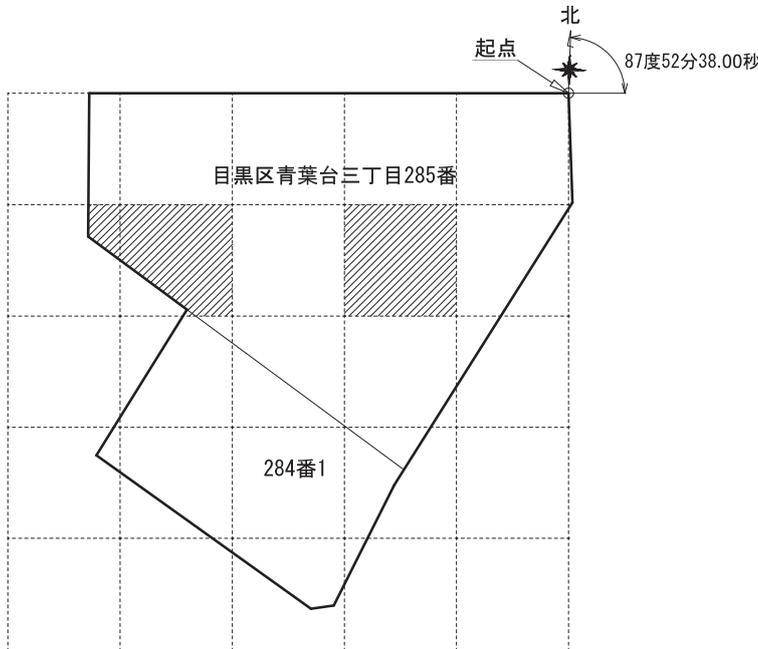
令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区青葉台三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

【起点】

起点は、目黒区青葉台三丁目285番の最北端とする。

【格子の回転角度（87度52分38.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百三十一号

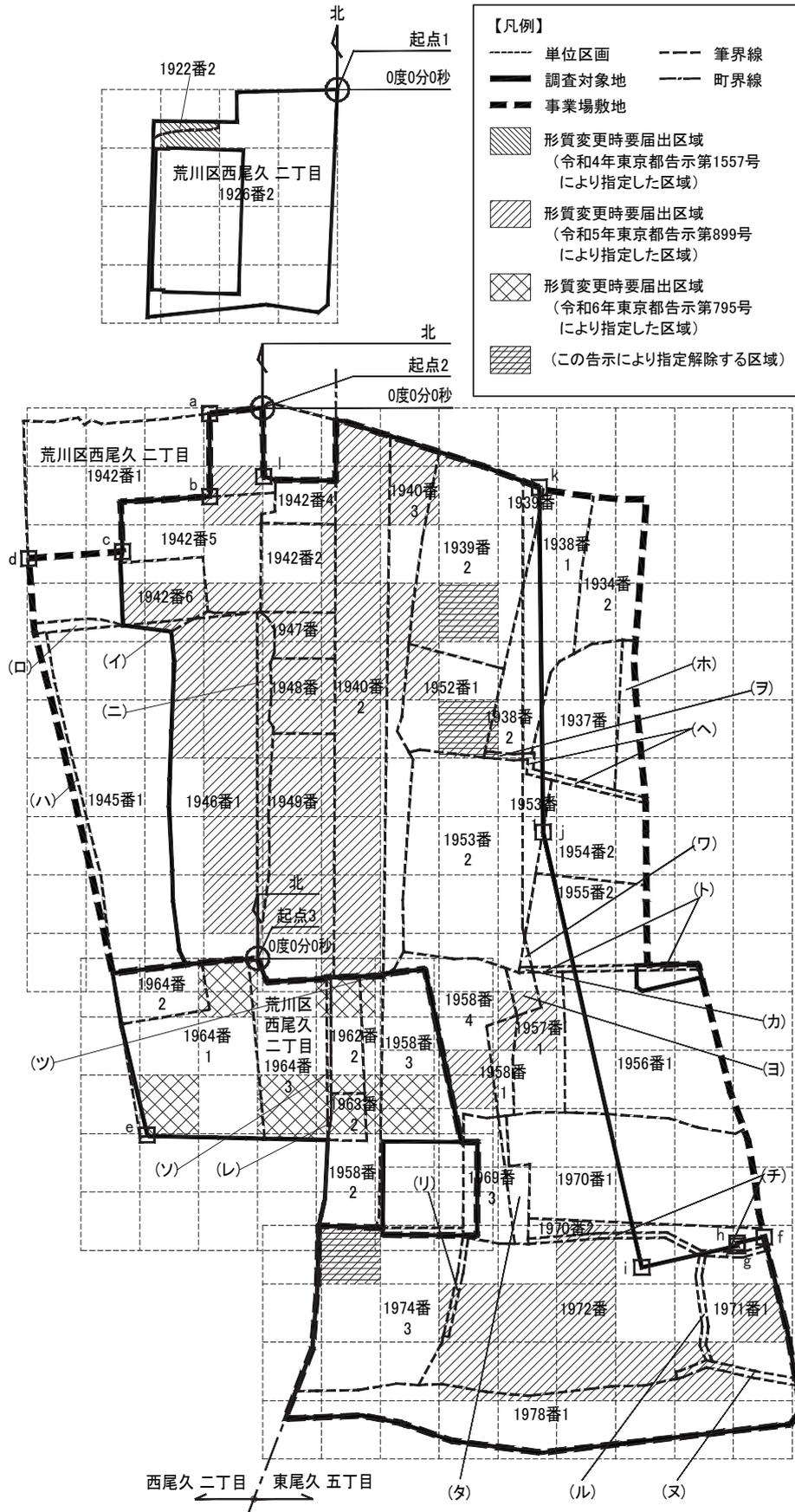
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百九十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区東尾久五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



記号	地番	
(イ)	西尾久 二丁目	1942番3
(ロ)		1945番3
(ハ)		1945番4
(ニ)	東尾久 五丁目	1946番2
(ホ)		1936番2
(ヘ)		1954番3
(ト)		1955番3
(チ)		1970番3
(リ)		1974番2
(ヌ)	西尾久 二丁目	1980番2
(ル)		1973番
(ヲ)	東尾久 五丁目	1954番7
(ワ)		1955番5
(カ)		1955番6
(ヨ)		1957番2
(タ)		1969番2
(レ)	西尾久 二丁目	1963番3
(ノ)		1962番3
(ツ)		1940番1

【起点1】
 起点は、荒川区西尾久二丁目1926番2の最北端とする。

【起点1】
 格子の回転角度(0度0分0秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点2】
 起点は、荒川区西尾久二丁目1942番1の座標値 (X=-27852.654, Y=-6125.891) とする。

【起点2】
 格子の回転角度(0度0分0秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点3】
 起点は、荒川区西尾久二丁目1964番3の最北端とする。

【起点3】
 格子の回転角度(0度0分0秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

記号	座標 X	座標 Y	記号	座標 X	座標 Y	記号	座標 X	座標 Y
a	-27853.633	-6134.906	e	-27977.195	-6145.486	i	-27999.847	-6061.453
b	-27867.845	-6134.855	f	-27994.648	-6040.633	j	-27925.316	-6078.197
c	-27877.250	-6149.680	g	-27996.163	-6045.205	k	-27866.259	-6078.847
d	-27878.411	-6165.609	h	-27995.672	-6045.256	l	-27864.383	-6125.706

※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千三百三十二号

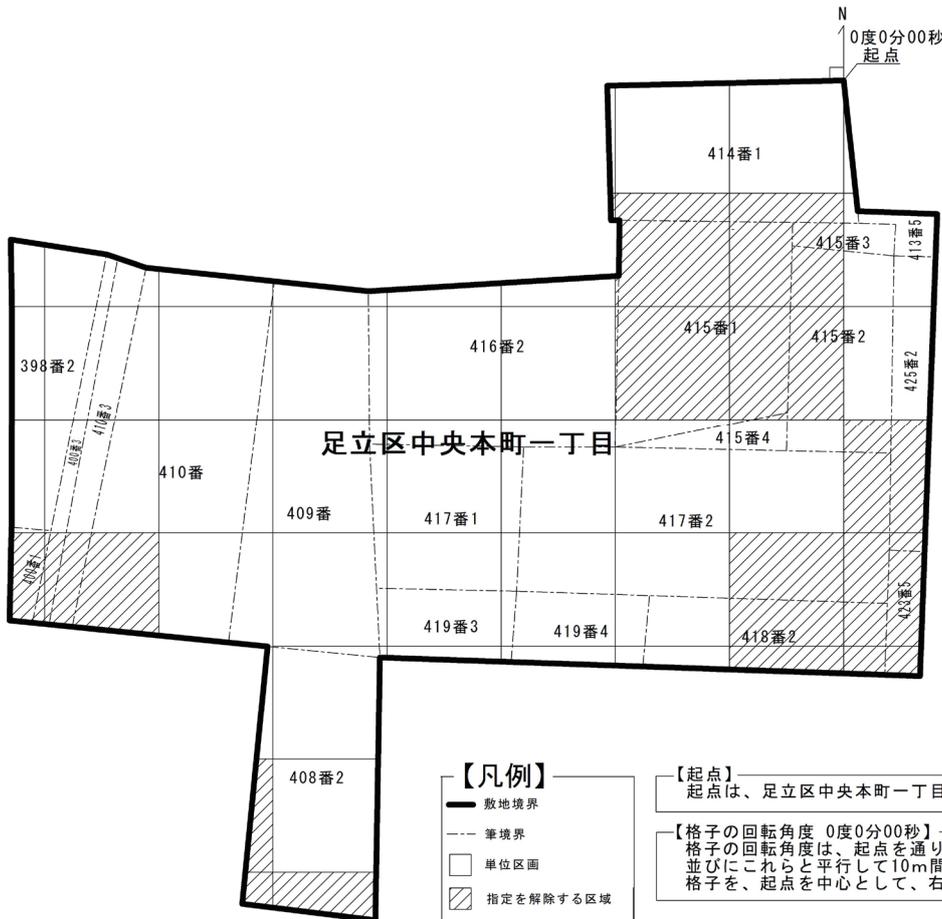
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第五百五十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区中央本町一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡奥多摩町日原字小菅四五七番	大野規子	奥多摩町役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和六年農林水産省告示第千六百十八号のとおり。

●東京都告示第千三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な通知の相手方	掲示場所
八王子市裏高尾町四三二番二、四三二番五	安藤由美子	八王子市役所
八王子市裏高尾町四三二番	安藤君代	
八王子市裏高尾町四七二番一	中央報徳会財団法人	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和六年農林水産省告示第千六百十九号のとおり。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号）の一部を次のように訂正する。

令和六年十一月五日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部2支出総額の項中

「2 支出総額（翌年への繰越額） 不明」を

「2 支出総額（翌年への繰越額） 66,967,848」に改

め、同部4支出の内訳の項中

「政治活動費 不明」を

「政治活動費 40,641,597」に

「組織活動費 不明」を

「組織活動費 14,862,120」に改

める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部及び自由民主党東京都参議院選挙区第四支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号）の一部を次のように訂正する。

令和六年十一月五日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中

「1 収入総額 不明」を

「1 収入総額 前年繰越額 不明」を

「1 収入総額 前年繰越額 156,645,498」に改

め、同部2支出総額の項中

「1 収入総額 前年繰越額 99,471,203」に改

め、同部2支出総額の項中

「その他の収入 4,462 に改
 1件 10万円未満のもの 4,462」
 梶井たくた後援会の部1収入総額の項中「521,735」を
 「631,625」に改め、同部2支出総額の項中「521,735」を
 「631,625」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「521,735」を「631,625」と、「471,735」を「581,625」に
 改め、同部4支出の内訳の項中「502,713」を「612,603」
 に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の
 項中「381,735」を「491,625」に改め、
 ねりまに虹を架ける会の部2支出総額の項中
 「718,786」を「663,786」と、「2,146,377」を
 「2,201,377」に改め、同部4支出の内訳の項中
 「718,786」を「663,786」と、「326,405」を「271,405」に
 改める。

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係
 区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第
 二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規
 定により縦覧に供する。

令和六年十一月五日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地 令和六年七月四日千代田区告示第七十八
区計画 号

二番町地区地
区計画

東京都市計画地
域冷暖房施設
号 令和六年八月八日千代田区告示第八十七
号

丸の内一丁目
地区地域冷暖
房施設

東京都市計画地
域冷暖房施設
号 令和六年八月八日千代田区告示第八十八
号

丸の内二丁目
地区地域冷暖
房施設

東京都市計画公
園 令和六年八月二十八日中央区告示第二百
七十四号

中央第二・二
十四号千代
田公園

東京都市計画駐
車場 令和六年八月二十八日中央区告示第二百
七十五号

第十二号西銀
座駐車場

東京都市計画緑
地 令和六年九月六日世田谷区告示第五百七
十一号

第六十四号成
城みつ池緑地

東京都市計画公
園 令和六年八月二十日中野区告示第九十
号

中野第二・二
・三十八号上
高田五丁目公
園

東京都市計画生
産緑地地区 令和六年八月二十日練馬区告示第四百三
十八号
東京都市計画緑
地 令和六年八月二十日練馬区告示第四百三
十九号

第八十四号西
大泉五丁目緑
地

東京都市計画公
園 令和六年九月十日江戸川区告示第六百八
十四号

江戸川第二・
二・八十四号
西一之江二丁
目第二公園

立川都市計画下
水道 令和六年六月十日立川市告示第八十三号

立川市公共下
水道

府中市計画生
産緑地地区 令和六年七月九日府中市告示第二百二十三
号

調布都市計画生
産緑地地区 令和六年九月二十日調布市告示第四百二
十号

町田市計画特
別緑地保全地区 令和六年八月九日町田市告示第七十号

第十二号原町
田特別緑地保
全地区

町田市計画公
園 令和六年八月九日町田市告示第七十一
号

第三・三・十
二号境川金森
調節池上部公
園

日野都市計画地
区計画 令和六年六月七日日野市告示第五百十八
号

多摩平の森地
区地区計画

日野都市計画用
途地域 令和六年六月七日日野市告示第五百十九
号

縦
覧
場
所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

